

厚生労働省老健局総務課 御中

個人情報保護委員会事務局参事官

「中小規模事業者における個人情報等の安全管理措置に関する実態調査」を踏まえた
介護事業者団体に対する個人情報の漏えい等の対策に関する周知について(協力依頼)

平素から個人情報保護委員会(以下「当委員会」といいます。)の活動について、格別の
御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当委員会では、従業員の数が100人以下の事業者(以下「中小規模事業者」といいます。)
における個人情報及び個人データの安全管理措置の実態等に係る調査(以下「本調査」と
いいます。)を実施したところ、以下の回答が確認されました。¹

【不正アクセスの現状】

不正アクセスは中小規模事業者でも発生しており、約2%が「これまでに不正アクセスによ
る被害を受けたことがある」と回答しています。

被害状況については、「システム等の停止」が約3割、「クレジットカード情報等の漏えい」
が約2割、「顧客・取引先情報の漏えい」及び「データの改ざん」が約1割と、重大な被害が
発生しており、その原因については、「システムの脆弱性」が約3割、「フィッシングメール」が
約2割でした。

【安全管理措置の実施状況】

一方で、安全管理措置の実施状況については、「ウイルス対策ソフトウェアの導入」及び
「ウイルス対策ソフトウェアの自動更新などによる最新状態の維持」が約4割、「個人データが
記録された媒体(紙・USB・パソコンなど)を復元不可能な手段で廃棄」が約3割であり、安全

¹ 資料の公表について：https://www.ppc.go.jp/files/pdf/R6_chuushou_ankenkanri_summary.pdf
結果概要：https://www.ppc.go.jp/files/pdf/R6_chuushou_ankenkanri_results.pdf
調査報告書：https://www.ppc.go.jp/files/pdf/R6_chuushou_ankenkanri_report.pdf



管理措置として必要となる基本的な対応について、未実施の事業者が多数を占めている状況です。

【中小規模事業者における課題】

個人情報の取扱いに当たっての課題については、「個人情報保護のために何をしてもよく分からない」が4割、「個人情報保護法等の理解不足」が約3割、「情報セキュリティ対策」が約2割となっており、中小規模事業者においては、個人情報を取り扱うための十分な体制が整備できていないと考えられます。

全業種のうち、医療・福祉業分野は、回答者の約5割が1千人超の個人情報(顧客情報)を保有していると回答しており、また、健康状態や病歴といった要配慮個人情報²を取り扱う機会が多いことが確認されています。

このため、介護事業者は、その保有する個人情報の量や重要性に鑑み、個人情報の漏えい等の対策を実施する必要があります。

こうした状況を踏まえ、貴局におかれましては、介護事業者団体に対し、所属する中小規模事業者において、個人情報データの漏えい等の対策を実施されるように、別添のリーフレット³、当委員会のHPに掲載されている各種資料(別紙1)及び介護分野における個人情報の取扱いについて当委員会に相談が多く寄せられる質問と回答を簡単に整理した資料(別紙2)を案内していただくとともに、本調査結果及びその他個人情報の取扱いについて不明な点が生じた場合は、当委員会に照会いただくよう、周知をお願い申し上げます。

【連絡先】

個人情報保護委員会事務局 監視・監督室(担当: 本山、齊藤、小沢)

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-1 霞が関コモンゲート西館34階

[TEL:03-6457-9827](tel:03-6457-9827)

E-mail : houkoku.bangou@ppc.go.jp

² 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、心身の機能の障害、健康診断等の結果、医師の診療等の情報が含まれる個人情報をいう(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第3項)。

³ リーフレット: https://www.ppc.go.jp/files/pdf/241205_chuushou_leaflet.pdf



(参考) 個人情報取扱事業者である中小規模事業者等向け各種資料(主なもの)

<個人情報関係>

- ・個人情報保護に関するパンフレット等(漫画、動画も含む)

<https://www.ppc.go.jp/news/publicinfo/>



- ・個人情報の漏えい等に係る報告について

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/leakAction/>



<特定個人情報(マイナンバーを含む個人情報)関係>

- ・特定個人情報の保護に関する資料等

<https://www.ppc.go.jp/legal/policy/document/>



- ・特定個人情報の漏えい等に係る報告について

<https://www.ppc.go.jp/legal/rouei/>



※上記以外にも当委員会の HP (<https://www.ppc.go.jp/index.html>) に各種資料を掲載しています。



<質問>

相談者は、介護保険法に基づき指定された居宅介護支援事業者（A）。利用者（X）が、地域包括支援センター（市直営）に対してケアマネジャー変更の希望を申し出たため、他の居宅介護支援事業者（B）のケアマネジャーが新たにXを担当することとなり、BからAにXのケアプランなどの要配慮個人情報の提供依頼があった。AがBにこれらを直接提供するに当たり、個人情報保護法上の注意事項を教えてください。

<回答>

Aが取り扱う利用者の居宅介護サービス計画書（ケアプラン）等は、一般的に個人データに該当し、原則あらかじめ本人の同意を得ないで、第三者に提供することはできません。なお、介護関係事業者については、介護保険法に基づく指定基準により、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いる場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておかなければならないとされていることを踏まえ、事業所内への掲示（黙示の同意）によるのではなく、適切に利用者から文書により同意を得ておくことが必要です。

また、個人データの第三者提供について適正な取扱いが確保されるよう、個人データを第三者に提供する場合及び第三者から個人データを受領した場合には、一定事項を確認・記録する必要があります。本人の同意を得て個人データの第三者に提供する場合は、「本人の同意を得ている旨」、「第三者の氏名又は名称等第三者を特定するに足りる事項」、「個人データによって識別される本人の氏名等本人を特定するに足りる事項」、「個人データの項目」を記録し、原則3年間保管する必要があります。なお、介護関係事業者が本人からの委託等に基づき個人データを第三者に提供する場合は、当該個人情報取扱事業者は「本人に代わって」個人データを提供しており、この場合の第三者提供については、前述の記録義務は適用されません。

- ・医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/01_iryokaigo_guidance7.pdf



- ・「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に関する Q&A（事例集）

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/02_iryokaigo_guidance_QA4.pdf



【相談ダイヤルに寄せられるよくある質問】

- ・個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/241202_guidelines01.pdf

※3-6-1 第三者提供の制限の原則（法第 27 条第 1 項関係）



- ・個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/240401_guidelines03.pdf

※4-2-1 提供者の記録事項（法第 29 条第 1 項関係）



～参考資料～

【個人情報の保護に関する法律】

（第三者提供の制限）

第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一～七 （略）

2～6 （略）

（第三者提供に係る記録の作成等）

第二十九条 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者（第十六条第二項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条（第三十一条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）において同じ。）に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれか（前条第一項の規定による個人データの提供にあっては、第二十七条第一項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

【個人情報の保護に関する法律施行規則】

（第三者提供に係る記録の作成）

第十九条 法第二十九条第一項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

2 法第二十九条第一項の記録は、個人データを第三者（同項に規定する第三者をいう。以下この条、次条、第二十二條から第二十四條まで、第二十七条及び第二十八條において同じ。）に提供した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供（法第二十七条第二項の規定による提供を除く。以下この項において同じ。）したとき、又は当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

3 前項の規定にかかわらず、法第二十七条第一項又は法第二十八條第一項の規定により、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第一項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第二十九条第一項の当該事項に関する記録に代えることができる。

（第三者提供に係る記録事項）

第二十条 法第二十九条第一項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 法第二十七条第二項の規定により個人データを第三者に提供した場合 次のイからニまでに掲げる事項

【相談ダイヤルに寄せられるよくある質問】

- イ 当該個人データを提供した年月日
- ロ 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。第二十八条第一項第三号において同じ。）の氏名（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）
- ハ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
- ニ 当該個人データの項目
- 二 法第二十七条第一項又は法第二十八条第一項の規定により個人データを第三者に提供した場合次のイ及びロに掲げる事項
 - イ 法第二十七条第一項又は法第二十八条第一項の本人の同意を得ている旨
 - ロ 前号ロからニまでに掲げる事項
- 2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第二十九条第一項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録されている事項と内容が同一であるものについては、同項の当該事項の記録を省略することができる。

（第三者提供に係る記録の保存期間）

第二十一条 法第二十九条第二項の個人情報保護委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- 一 第十九条第三項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して一年を経過する日までの間
- 二 第十九条第二項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して三年を経過する日までの間
- 三 前二号以外の場合三年

【医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス】

IV 医療・介護関係事業者の義務等

9. 個人データの第三者提供（法第27条）

(1)・(2) 略

(3) 本人の同意が得られていると考えられる場合

医療機関の受付等で診療を希望する患者は、傷病の回復等を目的としている。一方、医療機関等は、患者の傷病の回復等を目的として、より適切な医療が提供できるよう治療に取り組むとともに、必要に応じて他の医療機関と連携を図ったり、当該傷病を専門とする他の医療機関の医師等に指導、助言等を求めることも日常的に行われる。

また、その費用を公的医療保険に請求する場合等、患者の傷病の回復等そのものが目的ではないが、医療の提供には必要な利用目的として提供する場合もある。このため、第三者への情報の提供のうち、患者の傷病の回復等を含めた患者への医療の提供に必要であり、かつ、個人情報の利用目的として院内掲示等により明示されている場合は、原則として黙示の同意が得られているものと考えられる。

なお、傷病の内容によっては、患者の傷病の回復等を目的とした場合であっても、個人データを第三者提供する場合は、あらかじめ本人の明確な同意を得よう求めがある場合も考えられ、その場合、医療機関等は、本人の意思に応じた対応を行う必要がある。

①～③ 略

④ 介護関係事業者については、介護保険法に基づく指定基準において、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合には家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならないとされていることを踏まえ、事業所内への掲示によるのではなく、サービス利用開始時に適切に利用者から文書により同意を得ておくことが必要である。

11. 第三者提供に係る記録の作成等（法第29条）

(1) 記録義務が適用されない場合

以下の場合には記録義務が適用されない。

①～③ 略

④ 本人に代わって提供している場合

医療・介護関係事業者が患者・利用者本人からの委託等に基づき当該本人の個人データを第三者提供する場合は、当該個人情報取扱事業者は「本人に代わって」個人データの提供をしているものである。

したがって、この場合の第三者提供については、記録義務は適用されない。

(例)

医療機関等が患者等に提供する医療サービスのうち、

・他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等と

【相談ダイヤルに寄せられるよくある質問】

の連携

- ・他の医療機関等からの照会への回答
- ・患者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等

【「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に関するQ&A (事例集)】

【各論】

Q4 個人データの第三者提供

Q4-14 介護保険施設の入所者が、他の介護保険施設に移動する際に、移動先の施設の求めに応じて入所者の個人情報の提供を行う場合は、本人の同意は必要なのでしょうか。

A4-14 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及び介護医療院については、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）」などそれぞれの指定基準において、「居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかなければならない。」とされています（例：指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第30条第3項）。

このため、移動先の施設から、利用者の心身の状況等の個人情報を求められた場合については、指定基準に基づいて、あらかじめ文書により入所者の同意を得る必要があります。